

東京歯科大学市川総合病院

医療安全管理に関する基本方針

1 医療安全管理に関する基本的考え方

東京歯科大学市川総合病院の全職員は、当院の理念に基づき一人ひとりの患者さんに最良の医療を提供するために、安全を確保し、医療事故の防止に努めなければならない。

2 医療安全確保・推進のための組織及び体制に関する基本方針

医療安全管理体制の確立を図り、安全な医療の遂行を徹底するために「医療安全管理室」を設置し、医療安全活動の中心的な役割を担う「医療安全管理者」を配置する。医療安全管理室は「医療安全管理委員会」を運営し、組織横断的に医療安全管理を推進する。

3 医療安全管理のための職員研修に関する基本方針

全職員に対し、医療安全管理のための教育研修を行い意識の啓発と知識の向上に努める。

4 インシデント・アクシデントの再発防止のための方策に関する基本方針

「医療安全管理室」は、インシデント・アクシデント事例を把握し、調査・分析に基づく再発防止策の策定及びその実施状況の評価を行う。必要に応じて、医療安全管理委員会において審議するとともに、職員に還元し共有する。

5 医療事故発生時の対応に関する基本方針

事故発生時には、第一に、患者さんに必要と考えられる医療上の最善の処置を講ずるとともに、患者さんやご家族に速やかに事実を説明する。また、重大事故については「医療事故調査委員会」を設置して法令の定めに基づく報告を行うとともに原因の調査・再発防止策の検討を行い、再発防止に万全の措置を講ずる。

6 死亡事例発生時の対応に関する基本方針

死亡事例発生時には、すべての事例について、その原因や経過を確認する。法令に定める医療事故と考えられる場合は、患者遺族への説明を行うとともに、第三者を含む医療事故調査委員会を設置し、原因の調査と再発防止策の検討に努める。

7 医療従事者と患者さんとの情報共有に関する基本方針

「医療安全管理指針」は「医療安全マニュアル」に明記され、患者さんやご家族の求めに応じ閲覧できるものとする。

8 患者さん等からの相談等に関する基本方針

患者相談窓口を設け、医療に関する患者さん相談、意見、苦情に耳を傾け、迅速に対応し、病院機能の一層の改善に積極的に活用する。